

議案第 2 号

野田市障がい者福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

野田市障がい者福祉手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月28日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市障がい者福祉手当支給条例の一部を改正する条例

野田市障がい者福祉手当支給条例（昭和48年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を削り、同条第2号中「改正法」を「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）」に改め、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条第1項中「、受給資格者」の次に「（手当の支給を受ける者が障がい者である場合にあっては、障がい者。以下この項において同じ。）」を加える。

別表の備考中「第3条第6号」を「第3条第5号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の野田市障がい者福祉手当支給条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和6年12月分の障がい者福祉手当の支給から適用し、同年11月分までの障がい者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

（受給資格者の要件の見直しに伴う特例措置）

- 3 この条例による改正前の野田市障がい者福祉手当支給条例第3条第1号に該当しないことのみによって同条に規定する受給資格者に該当しなかった者であって新条例第3条に規定する受給資格者に該当するものが令和7年2月28日までに新条例第4条第1項の規定による申請をした場合における新条例第7条第1項の規定の適用については、同項中「受給資格者が手当の支給の申請をした日の属する月」とあるのは、「令和6年12月」と読み替えるものとする。

提案理由

障がい者福祉手当について、受給資格者の要件の見直しを実施したことに伴い、所要の改正をしようとするものである。

野田市障がい者福祉手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市障がい者福祉手当支給条例 (昭和48年野田市条例第4号)

改 正 案	現 行
(受給資格者) 第3条 手当の支給を受けることのできる者(以下「受給資格者」という。)は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する本市の住民基本台帳に記録されている保護者又は障がい者であつて、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。 (削る。) (1) 障がい者が特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに<u>国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条の規定による福祉手当の支給を受けていないこと。</u> (2)～(6) (略) (所得の制限) 第10条 手当は、受給資格者(手当の支給を受ける者が障がい者である場合にあっては、障がい者。以下この項において同じ。)又はその配偶者若しくは受給資格者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその受給資格者と生計を一にするものの前年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までの月分は、支給しない。 2 (略) 別表(第6条第1項) (略) 備考 この表において「減額支給額」とは、一の年度において第3条第5号の規則で定める基準支給量未満の給付を受けた障がい者又は当該障がい者の保護者	(受給資格者) 第3条 手当の支給を受けることのできる者(以下「受給資格者」という。)は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する本市の住民基本台帳に記録されている保護者又は障がい者であつて、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。 (1) 障がい者(重度知的障がい者を除く。) <u>が国民年金法(昭和34年法律第141号)第30条の4及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。次号において「改正法」という。)附則第25条の規定による障害基礎年金の支給を受けていないこと。</u> (2) 障がい者が特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに<u>改正法附則第97条の規定による福祉手当の支給を受けていないこと。</u> (3)～(7) (略) (所得の制限) 第10条 手当は、受給資格者又はその配偶者若しくは受給資格者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその受給資格者と生計を一にするものの前年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までの月分は、支給しない。 2 (略) 別表(第6条第1項) (略) 備考 この表において「減額支給額」とは、一の年度において第3条第6号の規則で定める基準支給量未満の給付を受けた障がい者又は当該障がい者の保護者

に対して支給する当該年度の翌年度の 初日の属する年の８月分から翌年７月 分までの手当の額をいう。	に対して支給する当該年度の翌年度の 初日の属する年の８月分から翌年７月 分までの手当の額をいう。
---	---